

平成26年度科学研究費助成事業  
(研究成果公開促進費)  
—国際情報発信強化—

書 面 審 査 の 手 引

平成26年1月

独立行政法人 日本学術振興会

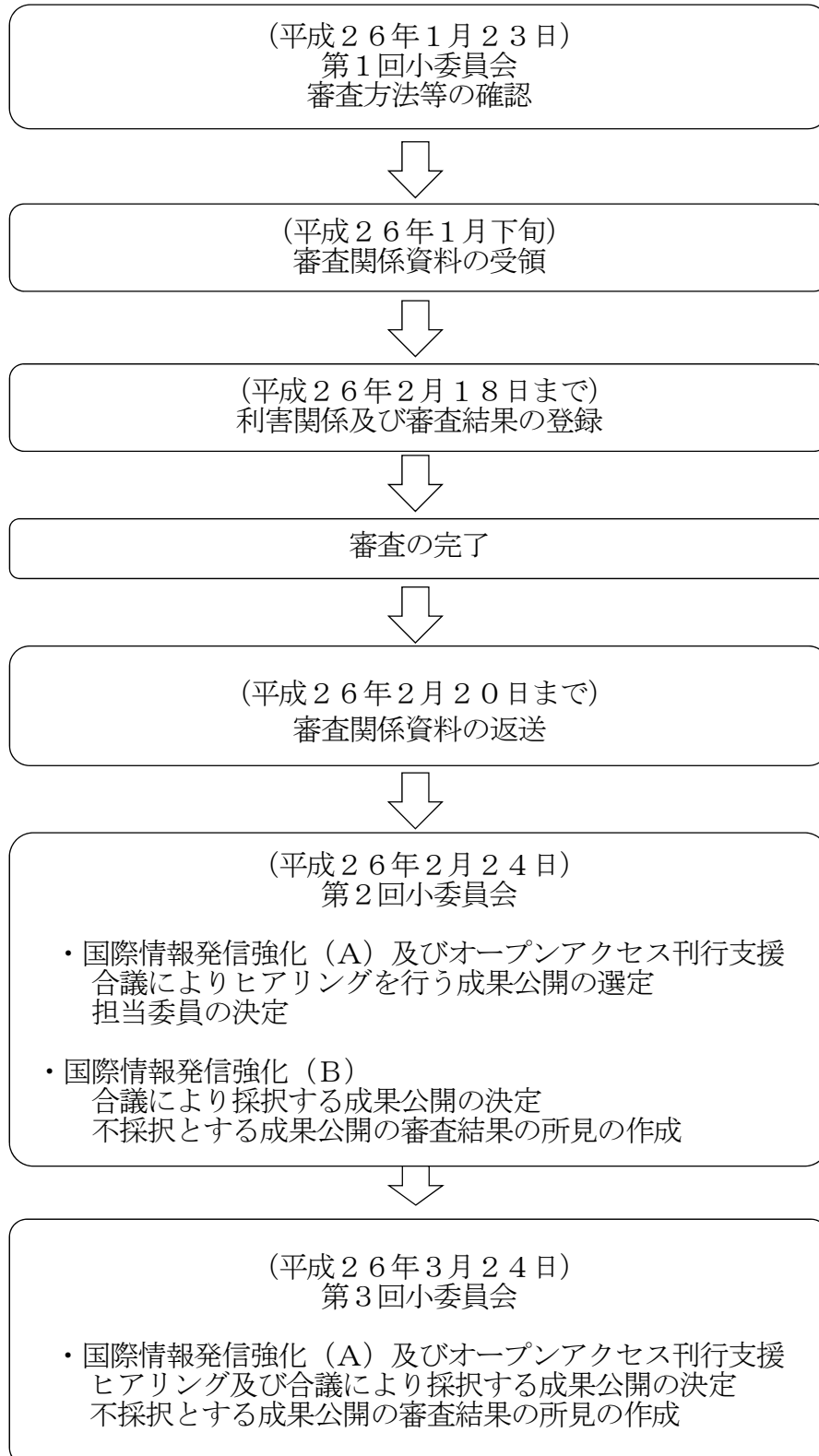


# は し が き

本手引は、科学研究費助成事業（研究成果公開促進費）のうち「国際情報発信強化」の審査に関し、書面審査の便宜のために作成しています。

審査に当たっては、本手引により、遺漏なく実施されるようお願いいたします。

## 平成26年度審査スケジュール



## 目 次

|     |                                     |    |
|-----|-------------------------------------|----|
| I   | 審査の仕組み                              | 1  |
| II  | 審査における基本的な留意事項                      | 4  |
| III | 書面審査の指針                             | 5  |
| IV  | 研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の書面審査における評価基準等   | 6  |
| V   | 書面審査を行うにあたって                        | 10 |
| VI  | 書面審査終了後における審査関係資料の返送について            | 10 |
| VII | 小委員会の開催予定について                       | 11 |
| 参考1 | 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抄）        | 12 |
| 参考2 | 独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方 | 28 |

## I 審査の仕組み

以下、日本学術振興会における審査の仕組みをご説明しますので、全文を必ず読んで下さるようお願いいたします。

### (1) 審査の基本

国際競争力の高い学術誌の育成が急務とされているなか、学術的価値と質の確保を前提としながら、国際情報発信力を強化するための取組について、審査を行います。

審査委員に選ばれた方々は、学術誌の編集長等の経験者及び学術誌の刊行業務の経験者であり、我が国の研究者の高い研究力に見合った、世界の学術に貢献していくと思われる学術誌についての見識を持った審査委員としてふさわしい方々です。

上記の状況を十分に理解して審査に当たっていただきますようお願いいたします。

### (2) 利益相反

科研費の審査委員は、公的研究費の配分に関わるという公的な立場と同時に、学術誌の編集または刊行業務に関与していた立場にもあるため、それらの立場が相反するという緊張関係、即ちいわゆる「利益相反(Conflict of Interest)」の状態に入ることになります。このような「利益相反」は、「利害関係」とは異なり、審査委員になることによって誰もが直ちにその状態に入るものでありますので、そのことを十分に自覚しながら公平で公正な審査を行う心構えをもっていただくことをお願いいたします。

### (3) 利害関係者の排除

審査に当たり、審査対象者の中に「利害関係者」に当たる方が含まれていることが判明した場合には、そのことを電子申請システムに登録していただくことになっております。

(「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第8条第二号によって、ご自身の応募された成果公開はもちろん、「応募者又は応募団体(学会、研究者グループ等)との関係において」親族関係、事業遂行における緊密な関係(例えば国際情報発信強化における学術刊行物の编者)、密接な師弟関係等、ご自身と密接な関係にある応募者の応募された成果公開の審査には関わらないこととされています。詳細は4頁を参照してください。)

### (4) 審査の仕方

科学研究費助成事業(研究成果公開促進費)のうち、「国際情報発信強化」の審査は、計画調書等の書面により個別に行う「書面審査」と、小委員会での合議による「合議審査」によって行われます。

## ＜審査の流れ＞

### ○第1回小委員会＜1月23日開催＞

審査方法の確認を行います。

### ○【書面審査】 ＜1月下旬～2月18日＞

- ・各応募区分の全ての「計画調書等」に基づき、『総合評点』などの審査結果を、独立行政法人日本学術振興会科研費電子申請システム（以下、「電子申請システム」という。）を利用して入力していただきます。この審査結果は、第2回小委員会で合議審査の審査資料となります。

- ①「国際情報発信強化（A）」書面審査
- ②「国際情報発信強化（B）」書面審査
- ③「オープンアクセス刊行支援」書面審査

- ・「審査結果等」の入力（登録締切：2月18日（火）【厳守】）
- ・「計画調書等」の返送（返送期限：2月20日（木））
- ・事務局による書面審査の評点集計

### ○第2回小委員会 ＜2月24日開催＞

#### 【合議審査】

国際情報発信強化（A）、オープンアクセス刊行支援について、ヒアリングを行う成果公開を選定し、選定した成果公開ごとに担当委員（2名程度）を決定します。（担当委員はヒアリング審査の際に質問等を行っていただくため、第3回小委員会に必ず出席していただく必要があります。）

国際情報発信強化（B）について、採択する成果公開及び配分額を決定します。

### ○第3回小委員会 ＜3月24日開催＞

#### 【合議審査】

国際情報発信強化（A）、オープンアクセス刊行支援のヒアリングを行う成果公開についてヒアリングを実施し、採択する成果公開及び配分額を決定します。

※「国際情報発信強化（A）」及び「オープンアクセス刊行支援」の不採択とする成果公開については、担当委員が審査結果の所見（案）の作成を行います。

後日、幹事・副幹事による持ち回り審議により、審査結果の所見を決定します。

## (5) 書面審査の実際

### ① 審査意見の作成

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるため、評点に加えて、その評価に至った理由を「審査意見」及び「コメント」欄に必ずご記入ください。

### ② 評点分布

「総合評価」は、5段階の評点区分毎に示してある評点分布を目安に、バランスを考慮してください。総合評点の分布が次の範囲に収まらないときには、インターネット上の審査を終了できないよう設定してあります。「1」及び「5」は、それぞれ5～15%、「2」及び「4」は、それぞれ15～25%、「3」は35～45%です。

ただし、応募件数が少ない場合（10件未満）には、評点分布のバランスを考慮する必要はありません。

### ③ 審査期限

次のスケジュールを必ずお守りくださるようお願いいたします。

審査結果登録締切 平成26年2月18日（火）【厳守】

はじめに利害関係に当たる成果公開の有無を確認し、電子申請システムに登録してから、各成果公開の審査を行ってください。

詳細については、4頁～13頁をご参照ください。

## (6) 検証

すべての審査結果は、事後に日本学術振興会・学術システム研究センターにおいて検証されます。検証に当たっては、次の点を注意深く検討します。

- 「利害関係者」についての申し出の適切性
- 評点の適切性
- 審査意見の適切性

以上の観点から検証の結果、審査委員としての適切性に重大な疑義を持たざるを得ないようなケースが出た場合、次年度から審査委員をお願いしないことにしています。

## II 審査における基本的な留意事項

審査を行う際の基本的な留意事項として、以下の点を確認してください。

### (1) 審査に関する利害関係の排除

科研費の審査における公正性を確保するため、個々の応募された成果公開の審査について、利害関係のある審査委員は評価に関わらないこととしています。

審査委員が応募された成果公開の採否の結果により、①自ら利益を得ること、又は②第三者から、国際情報発信力強化の取組に関する評価以外の考慮を含めた審査ではないかという疑念を持たれることがないようにしなければなりません。

このため、審査委員が、応募された成果公開の応募者又は応募団体（学会、研究者グループ等）との関係において、上記①又は②に該当すると自ら判断する場合は、当該成果公開の審査を行わないでください。具体的には、下記「参考」の条項を参照してください。

なお、次のような場合には、利害関係には当たらないと判断されますので、利害関係について、あまりに広くとらえすぎることのないようにお願いします。

(ア) 単に同じ学会・研究会に所属している場合

(イ) 単に同じ学部・学科、研究科・専攻に所属している場合

下記の参考に挙げられているケース以外は、ご自身で利害関係を有するかどうか判断いただくことになります。不明な点がある場合には、本会にお問い合わせください。

#### 【参考】

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

#### 二 研究成果公開促進費の場合

- (1) 審査委員自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 審査委員が、成果公開の応募者又は応募団体（学会、研究者グループ等）との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

② 事業遂行における緊密な関係

(例えば、研究成果公開発表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)

③ 同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）

④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤ 成果公開の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」第8条の二)

### (2) 秘密保持と倫理の遵守

計画調書の内容等、審査にあたって、知り得た情報はいかなる形においても、他人に漏らしてはなりません。

審査の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデアを審査委員自身の利益のために利用することはもちろん、第三者に漏らすことも、社会的倫理に反するものであると認識してください。

また、審査委員自身の氏名等については、審査を実施した年度の翌年度に公開します。



### Ⅲ 書面審査の指針

#### 1. 書面審査の実施方法

書面審査の実施にあたっては、以下の点に留意した上で、次頁以降のⅣに明示する「研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の書面審査における評定基準等（以下「評定基準等」という。）」に従って、適切かつ公正に行ってください。

##### （１）審査委員としての責任

審査は、各審査委員が独自の責任と判断に基づいて行うべきものです。守秘義務を遵守すれば起こり得ないことですが、他の学術誌の編集者等と相談しながら評価を行うこと、審査委員間で互いに連絡し合って評価を行うことは厳に避けてください。

なお、審査の参考として専門的知識が必要な場合、審査委員であることを説明せず、適当な学術誌の編集者等に当該知識を照会することは差し支えありません。

##### （２）成果公開の評価

成果公開の評価は、Ⅳ. 「評定基準等」の「i 評定の前提となる基本的な評価項目」、  
「ii 評定基準」及び「iii その他の評価項目」により行います。

「i 評定の前提となる基本的な評価項目」の評価を行った上で、「ii 評定基準」の「目標及び評価指標の適切性」、「取組の内容及び実施計画の妥当性」及び「新たな取組の準備状況の妥当性」に基づいて評価を行ってください。

##### （３）評点の付し方

書面審査の役割は、個々の応募された成果公開について評点を付すこと及び審査意見を作成して、合議審査における総合的な判断に必要な情報を提供することにあります。

書面審査の評点は、成果公開の採否に大きな影響を与えることを理解し、慎重に付すようにしてください。

特に、合議審査において適正な判断を促進させるため、書面審査においては、「総合評点」の評点分布は評点基準に示した目安に近づくようにし、評点が偏らないようにしてください。

なお、研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の審査は、幅広い観点から審査を行う必要があるため、大所高所に立った審査をお願いいたします。そのため、専門の分野とは異なる成果公開も審査していただく必要があります。

##### （４）補助要求額及び経費に関する評価

「iii その他の評価項目」の「補助要求額の妥当性」について評価を行っていただきます。

今回応募の国際情報発信の強化のための新たな取組に必要な経費であるか、評価項目の評定区分により評価し、「△」、「×」の評定の場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

##### （５）審査意見の記入について

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるため、評点に加え、その評価に至ったポイント（応募された成果公開の長所や短所など）を「審査意見」として必ず記入してください。

## IV 研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）のうち、研究成果公開促進費は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

研究成果公開促進費（国際情報発信強化）は、学術刊行物（研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるもの）の発行における国際情報発信力の強化の取組について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。

国際情報発信強化の書面審査においては、各応募成果公開について、各評定要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、5段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

なお、各評定要素ごとに行う絶対評価の審査結果については、応募成果公開の平均点及び各応募区分において採択された応募成果公開の平均点を開示します。

国際情報発信強化（A）及びオープンアクセス刊行支援の応募区分においては、合議審査で、書面審査における評点及び審査意見等を基に、ヒアリング成果公開を選定し、ヒアリングの結果等に基づき、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

国際情報発信強化（B）の応募区分においては、合議審査で、書面審査における評点及び審査意見等を基に、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。

分野の特性など、研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、当該種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見だし、学術の国際交流に寄与するよう、適切な評価を行ってください。

なお、利害関係にある者が関与している応募成果公開（第8条の二参照）の審査は行わないでください。

## i 評定の前提となる基本的な評価項目

「ii 評定基準」による評定の前提として、下記の学術的価値と質の確保について評価を行ってください。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

### 学術的価値と質の確保（「国際情報発信強化の取組の概要」欄など）

#### ① 学術的価値の確保

- ・刊行される学術刊行物は、重要な学術研究の成果の発信という「国際情報発信強化」の目的・性格に照らし、学術的価値が確保されたものであるか。

| 評定区分 | 評 定 基 準        |
|------|----------------|
| (空白) | 学術的価値が確保されている  |
| ×    | 学術的価値が確保されていない |

#### ② 質の確保

- ・レフェリー制等により質の保証された原著論文が迅速かつ積極的に発信されているか。

| 評定区分 | 評 定 基 準    |
|------|------------|
| (空白) | 質が確保されている  |
| ×    | 質が確保されていない |

## ii 評定基準

〔評定要素〕（ ）内は、計画調書における参照箇所を指します。

### (1) 国際情報発信強化への目標及び評価指標の適切性（「国際情報発信強化の取組の目標・評価指標」、「国際情報発信強化の取組の実施計画・方法」欄など）

- ・目標及び評価指標（中間及び終了時）は具体的に示されているか。
- ・目標は国際情報発信の強化、実現が期待できるものか。
- ・評価指標は改善状況を評価できる適切なものか。
- ・英文以外の言語での応募の場合、当該言語で発行する妥当な理由となっているか。

| 評定区分 | 評 定 基 準  |
|------|----------|
| 4    | 優れている    |
| 3    | 良好である    |
| 2    | やや不十分である |
| 1    | 不十分である   |

**(2) 国際情報発信の取組の内容及び実施計画の妥当性（「国際情報発信強化の取組の概要」「国際情報発信強化の取組の実施計画・方法」欄など）**

- ・取組の内容は、これまでの取組と異なる新たなものとなっているか。
- ・各年度の実施計画・方法は、目標を達成するために十分練られたものになっているか。

| 評定区分 | 評定基準     |
|------|----------|
| 4    | 優れている    |
| 3    | 良好である    |
| 2    | やや不十分である |
| 1    | 不十分である   |

**(3) 新たな取組の準備状況の妥当性（「新たな取組の準備状況」欄など）**

- ・新たな取組の実施に向け十分な準備がなされているか。
- ・新たな取組の実施が可能な体制が整備されているか。

| 評定区分 | 評定基準     |
|------|----------|
| 4    | 優れている    |
| 3    | 良好である    |
| 2    | やや不十分である |
| 1    | 不十分である   |

**〔総合評点〕**

各成果公開の採択について、学術的価値と質の確保の評価を前提とした上で上記の各評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、担当する成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる応募成果公開の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

複数の学術団体の取組については合議審査の段階で配慮しますので、書面審査においては配慮しないでください。

| 評定区分 | 評定基準                              | 評点分布の目安 |
|------|-----------------------------------|---------|
| 5    | 非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき             | 10%     |
| 4    | 優れた提案であり、積極的に採択すべき                | 20%     |
| 3    | 優れた内容を含んでおり、採択してもよい               | 40%     |
| 2    | 採択するには内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い    | 20%     |
| 1    | 採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である | 10%     |
| —    | 利害関係があるので判定できない                   | —       |

## 【審査意見の記入】

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。「審査意見」欄には、すべての応募成果公開について、当該成果公開の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

### iii その他の評価項目

補助要求額の妥当性について評価を行ってください。  
なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

#### 補助要求額の妥当性（「補助要求額」、「明細」、「補助要求額の妥当性・必要性」欄など）

- ・経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

| 評定区分 | 評 定 基 準            |
|------|--------------------|
| (空白) | 補助要求額に近い配分額が望ましい   |
| △    | 補助要求額より減じた配分額が望ましい |
| ×    | 補助要求額等に問題がある       |

## V 書面審査を行うにあたって

書面審査は、下記の要領で行ってください。

### (1) 別添1「応募のあった成果公開の一覧」について

- ① 「応募のあった成果公開の一覧」は各区分ごとに綴じてあります。  
また、「計画調書」は「応募のあった成果公開の一覧」に記載の「審査希望分野」に「○」が付された系ごとの掲載順に綴じてあります。
- ② 「応募のあった成果公開の一覧」に表示されている事項は、応募者より「計画調書」とともに提出された「応募カード」に記入されている応募内容を、電子計算機で処理し、その結果を表示したものです。審査を行う際の参考資料としてご使用ください。
- ③ 「応募のあった成果公開の一覧」に記載してある事項については、別添2「応募のあった成果公開の一覧の見方について」を参照してください。

### (2) 書面審査結果の入力方法について

- ① 「電子申請システム審査委員向け操作手引（研究成果公開促進費）」をご参照の上、電子申請システムにログインしてください。
- ② 「審査資料（計画調書）」をもとに利害関係の確認を行い、「電子申請システム審査委員向け操作手引（研究成果公開促進費）」をご参照の上、各種目ごとに利害関係を入力してください。
- ③ 「評定基準等」に基づき、「審査資料（計画調書）」をもとに審査を行い、「電子申請システム審査委員向け操作手引（研究成果公開促進費）」をご参照の上、各種目ごとに評価結果を入力してください。

### (3) 審査結果回答期限

〔審査結果の登録〕

平成26年2月18日（火）まで【厳守】

## VI 書面審査終了後における審査関係資料の返送について

「計画調書」は、合議審査の資料としますので、すべての応募のあった成果公開の課題に対しての書面審査終了後、下記の返送期限までに同封の返送用封筒にて、ご発送願います。

【返送期限】

平成26年2月20日（木）

【返送先及び連絡先】

〒102-0083

東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第二課 成果公開・普及係

TEL 03-3263-4920、4926、1699

FAX 03-3263-1824

E-mail seikakoukai@jsps.go.jp

## Ⅶ 小委員会の開催予定について

第1回小委員会では、書面審査に先立ち審査方法の確認を行います。

第2回小委員会では、本冊子の参考資料1「科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程」に即し、書面審査の結果に基づいた総合的な判断を行い、必要な調整を図った上で、「国際情報発信強化(B)」について採択する成果公開、配分額を決定します。「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」について、ヒアリングを行う成果公開（ヒアリング成果公開）を選定し、担当委員（2名程度）を決定します。第2回小委員会の後、担当委員はヒアリング成果公開に選定されなかった成果公開について審査結果の所見（案）を作成します。

第3回小委員会では、「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」のヒアリング成果公開について、応募代表者等によるヒアリングを実施し、採択する成果公開、配分額を決定します。第3回小委員会の後、担当委員は採択されなかった成果公開について審査結果の所見（案）を作成します。

担当委員により作成された審査結果の所見（案）について幹事・副幹事による確認の上、審査結果の所見を決定します。

| 委員会の名称  | 開催日時  | 開催場所                            |
|---------|---|---------------------------------|
| 第1回小委員会 | 1月23日(木)14:00～17:00                                       | 独立行政法人日本学術振興会<br>東京都千代田区麹町5-3-1 |
| 第2回小委員会 | 2月24日(月)10:30～18:00                                       | 弘済会館<br>東京都千代田区麹町5-1            |
| 第3回小委員会 | 3月24日(月)10:30～18:00<br>(予定)<br>※ヒアリング課題数により変更になる可能性があります。 | 独立行政法人日本学術振興会<br>東京都千代田区麹町5-3-1 |





(参考 1)

科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程（抄）



# 科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程

平成18年9月22日  
独立行政法人日本学術振興会  
科学研究費委員会決定  
一部改正 平成19年2月19日  
一部改正 平成19年5月23日  
一部改正 平成19年10月1日  
一部改正 平成19年12月17日  
一部改正 平成20年9月25日  
一部改正 平成21年1月27日  
一部改正 平成21年9月29日  
一部改正 平成22年1月20日  
一部改正 平成22年5月26日  
一部改正 平成22年9月29日  
一部改正 平成23年1月26日  
一部改正 平成23年8月5日  
一部改正 平成23年10月5日  
一部改正 平成24年2月7日  
一部改正 平成24年9月28日  
一部改正 平成25年2月6日  
一部改正 平成25年10月8日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、科学研究費委員会(以下「委員会」という。)(別添1)において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価(以下「評価」という。)に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 研究課題 科学研究費(特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究)、特別研究員奨励費の対象となる個々の研究をいう。
- 二 成果公開 研究成果公開促進費(研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術定期刊行物、学術図書、データベース)の対象となる個々の事業をいう。
- 三 審査委員又は評価者 委員会並びに委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。
- 四 被評価者 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。  
(下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。)
  - (1) (略)
  - (2) 研究成果公開促進費(研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術定期刊行物、学術図書、データベース)の成果公開の代表者
  - (3) (略)
- 五 審査意見書作成者 (略)
- 六 評価協力者 (略)

### (評価の種類)

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査(事前評価)
- 二 研究進捗評価
- 三 追跡評価

### (評価の時期)

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。
- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)、若手研究(S)の研究課題に限る。)
- 三 追跡評価 第4章に定める時期に行う。(特別推進研究の研究課題に限る。)

### (評価の方法)

第5条 評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

### (守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

2 審査委員(評価者)、審査意見書作成者及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

- 一 計画調書、研究進捗状況報告書及び自己評価書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものを除く。)
- 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
- 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
- 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
- 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
- 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
- 七 その他非公開とされている情報

3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

### (研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

### (利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、特別研究員奨励費の場合
  - (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合は、評価に加わらないこととする。

- (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
- ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
  - ② 緊密な共同研究を行う関係  
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
  - ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
  - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
  - ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

## 二 研究成果公開促進費の場合

- (1) 審査委員自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。
- (2) 審査委員が、成果公開の応募者又は応募団体(学会、研究者グループ等)との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
  - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
  - ② 事業遂行における緊密な関係  
(例えば、研究成果公开发表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者)
  - ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)
  - ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
  - ⑤ 成果公開の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

### (評価結果の開示等)

第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

2 (略)

3 (略)

4 審査委員(評価者)及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

## 第2章 審査（事前評価）

### （審査の方針）

第10条 審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

#### 一 全研究種目共通の方針

- (1) 平成20年10月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成21年2月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」に則り、厳正な審査を行う。
- (2) 研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。  
研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、学術的な波及効果等を考慮するとともに、当該研究者の従来の研究経過・成果をも厳正に評価する（挑戦的萌芽研究を除く。）。その上で、研究計画に妥当性があり、研究成果の期待できるものを選定するようにする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展のほか、別添 13「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。  
また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。
- (3) （略）
- (4) 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。
- (5)～(8) （略）

#### 二 研究種目（審査区分）別の方針

##### (1) 科学研究費（特別推進研究）

（略）

##### (2) 科学研究費（基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援）

（略）

##### (3) 科学研究費（奨励研究）

（略）

##### (4) 研究成果公開促進費

###### ① 共通事項

###### ア 各分野への配分方法

各分野への配分枠については、あらかじめ設けないこととするが、人文・社会科学から自然科学までの各分野にわたって調和が図られるように配慮する。

###### イ 多面的な評価指標に基づく審査

審査は、各種目ごとに設定された多面的な評価指標に基づき行うこととする。

なお、多面的な評価指標のうち、格段に優れた指標があるものについては、慎重に審査

を行うこととする。

#### ウ 翌年度以降の内約額の扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された成果公開が十分遂行しうるよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募成果公開の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

### ② 「学術定期刊行物」及び「データベース」に係る事項

#### 競争入札に係る取組状況

学会又は複数の学会等の協力体制による団体等及び研究機関に所属する応募者の行う成果公開のうち、一定額を超える契約の締結を要するもので、採択後の事業を開始しようとする時まで、一般競争入札により契約の相手方の選定を行わない計画となっているものは選定しない。

### ③ 「研究成果公開発表」、「国際情報発信強化」、「学術定期刊行物」及び「データベース」に係る事項

#### 経理管理事務・監査体制の整備状況

成果公開の応募者の所属する学会又は複数の学会等の協力体制による団体等において、経理管理事務・監査体制の整備がなされておらず、補助金の交付先として適さないものは選定しない。

### ④ 個別事項

#### ア 研究成果公開発表

a 学会や民間学術研究機関等が主催するシンポジウム、学術講演会等で、青少年(小・中・高校生を含む)や一般社会人の関心が高いと思われる分野の研究動向・研究内容を、分かりやすく普及啓発しようとするもの、又は我が国の学会が主催する国際会議等で、その運営体制が確保されているもの、共催で開催する場合には応募学会が主体となって開催するものを選定する。

ただし、次の(a)及び(b)に該当するものは選定しない。

(a) 研究成果公開発表(B)において、主催団体の会員のみを対象とするもの。

(b) 研究成果公開発表(C)において、日本学術会議の「共同主催国際会議」に採択されているもの。

b 事業期間は、研究成果公開発表(B)においては1年間、研究成果公開発表(C)においては2年以内とする。

#### イ 国際情報発信強化

a 研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のため組織的対応体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際的発信力を強化する取組を選定する。

なお、取組の例としては、以下のようなものがあげられる。

(a) 複数の学術団体等で協力体制をとることにより、国際情報発信力を強化する取組

(b) 電子化やオープンアクセス刊行により、国際情報発信力を強化する取組

(c) 独創的な計画等により、国際情報発信力を強化する取組

また、成果公開の選定に当たっては、次の(ア)～(ウ)の区分ごとに行う。

(ア) 「国際情報発信強化(A)」

(イ) 「国際情報発信強化(B)」

(ウ) 「オープンアクセス刊行支援」

- b 合議審査において、複数の学術団体等が行う取組等については、選定にあたり配慮する。
- c 成果公開の助成期間は、5年間とする。  
ただし、配分枠の関係から助成期間を単年とすることができる。

ウ 学術定期刊行物  
(略)

エ 学術図書  
(略)

オ データベース  
(略)

(5) 特別研究員奨励費  
(略)

(審査の実施体制)

第11条 委員会において行う審査は、次に掲げる部会等において行うものとする。

| 部会等の名称                     | 審査事項   |
|----------------------------|--|
| 審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び3小委員会  | ・特別推進研究の研究課題   |
| 審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び15小委員会 | ・基盤研究(S)の研究課題<br>・若手研究(S)の研究課題   |
| 審査第一部会に置く運営小委員会及び19小委員会    | ・基盤研究(A) (審査区分「一般」)の研究課題<br>・基盤研究(B) (審査区分「一般」)の研究課題<br>・若手研究(A)の研究課題                    |
| 審査第一部会に置く4小委員会             | ・基盤研究(A) (審査区分「海外学術調査」)の研究課題<br>・基盤研究(B) (審査区分「海外学術調査」)の研究課題                             |
| 審査第二部会に置く運営小委員会及び19小委員会    | ・基盤研究(C)の研究課題<br>・挑戦的萌芽研究の研究課題<br>・若手研究(B)の研究課題(応募時に複数細目を選択した研究課題(以下、「複数細目研究課題」という。)を除く) |
| 審査第二部会に置く運営小委員会及び5小委員会     | ・若手研究(B)の研究課題のうち複数細目研究課題   |
| 審査第二部会に置く運営小委員会            | ・特別研究員奨励費の研究課題   |
| 審査第三部会に置く運営小委員会及び8小委員会     | ・研究活動スタート支援の研究課題   |
| 奨励研究部会に置く運営小委員会及び3小委員会     | ・奨励研究の研究課題   |
| 成果公開部会に置く運営小委員会及び1小委員会     | ・国際情報発信強化の成果公開   |
| 成果公開部会に置く運営小委員会及び4小委員会     | ・研究成果公開発表の成果公開<br>・学術定期刊行物の成果公開<br>・学術図書の成果公開<br>・データベースの成果公開                            |
| 特設分野研究部会に置く運営小委員会及び3小委員会   | ・基盤研究(B) (審査区分「特設分野研究」)の研究課題<br>・基盤研究(C) (審査区分「特設分野研究」)の研究課題                             |



(審査の方法)

第12条 審査の方法は、次のとおりとする。

一 審査・評価第一部会

(略)

二 審査・評価第二部会

(略)

三 審査第一部会

(略)

四 審査第二部会

(略)

五 審査第三部会

(略)

六 奨励研究部会

(略)

七 成果公開部会

(略)

(2) 国際情報発信強化

〔審査区分「国際情報発信強化(A)」「オープンアクセス刊行支援」〕

① 新規成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

- ア 国際情報発信強化小委員会は審査に先立ち小委員会を開催し、審査にあたっての審査方法等の確認を行う。
- イ 国際情報発信強化小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、計画調書により書面審査を行う。
- ウ 国際情報発信強化小委員会は、書面審査の結果に基づき、「ヒアリング成果公開」を選定する。
- エ 国際情報発信強化小委員会は、ヒアリング成果公開について、ヒアリングを行い、採択成果公開を決定する。

〔国際情報発信強化小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

- ア 国際情報発信強化小委員会は、計画調書及び書面審査の結果を基に、合議により「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」の「ヒアリング成果公開」を選定する。
- イ 国際情報発信強化小委員会におけるヒアリングは、計画調書、追加説明資料及び書面審査の結果をもとに行う。
- ウ ヒアリングは、次のとおり行うこととする。
  - a 時間配分の目安
    - (ア) 代表者等から研究内容の説明・・・・・・・・・・ 10分
    - (イ) 質疑応答・・・・・・・・・・ 10分
    - (ウ) 審議及びコメントの記載・・・・・・・・・・ 10分
  - b 説明者  
応募代表者を含め 3名以内
  - c 説明資料  
計画調書及び追加説明資料
- エ 採択成果公開の決定
  - a 各審査委員は、ヒアリングを行った成果公開について、「(ア) 審査にあたっての着目点(a)~(e)」の各要素に着目し、「(イ) 審査基準」により審査を行う。

- b 国際情報発信強化小委員会は、「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」の採択成果公開を決定する。

(ア) 審査にあたっての着目点

- (a) 国際情報発信強化への目標及び評価指標の適切性
- ・ 目標及び評価指標(中間及び終了時)は具体的に示されているか。
  - ・ 目標は国際情報発信の強化、実現が期待できるものか。
  - ・ 評価指標は改善状況を評価できる適切なものか。
  - ・ 英文以外の言語での応募の場合、当該言語で発行する妥当な理由となっているか。
- (b) 国際情報発信の取組の内容及び実施計画の妥当性
- ・ 取組の内容は、これまでの取組と異なる新たなものとなっているか。
  - ・ 各年度の実施計画・方法は、目標を達成するために十分練られたものになっているか。
- (c) 新たな取組の準備状況の妥当性
- ・ 新たな取組の実施に向け十分な準備がなされているか。
  - ・ 新たな取組の実施が可能な体制が整備されているか。
- (d) 学術的価値と質の確保
- ・ 刊行される学術刊行物は、重要な学術研究の成果の発信という「国際情報発信強化」の目的・性格に照らし、学術的価値が確保されたものであるか。
  - ・ レフェリー制等により質の保証された原著論文が迅速かつ積極的に発信されているか。
- (e) 補助要求額の妥当性
- ・ 経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

(イ) 審査基準

| 評価 | 評 価 基 準          |
|----|------------------|
| A  | 採択に値するものである      |
| A- | 「A」に準ずるものである     |
| B  | 「A-」よりもやや劣るものである |
| C  | 採択に値しない          |

② 継続成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

国際情報発信強化小委員会は、実施計画の大幅な変更を行おうとする継続成果公開について、合議により採否を決定する。

(3) 国際情報発信強化〔審査区分「国際情報発信強化(B)」〕

① 新規成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

ア 国際情報発信強化小委員会は審査に先立ち小委員会を開催し、審査にあたっての審査方法等の確認を行う。

イ 国際情報発信強化小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、計画調書により審査を行う。

ウ 国際情報発信強化小委員会は、個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

(4) 学術定期刊行物

(略)

(5) 学術図書

(略)

(6) データベース  
(略)

八 特設分野研究部会  
(略)

(審査結果の開示)

第13条

一 特別推進研究  
(略)

二 基盤研究 (S)、若手研究 (S)  
(略)

三 基盤研究 (A・B・C) (審査区分「特設分野研究」を除く)、若手研究 (A・B)、研究  
活動スタート支援  
(略)

四 挑戦的萌芽研究  
(略)

五 奨励研究  
(略)

六 国際情報発信強化

各審査委員の成果公開に対する結果が特定されないように配慮した上で、採択されなかった代表者に対して、「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」については、当該成果公開の審査結果の所見を開示する。

また、「国際情報発信強化(B)」については、審査希望分野におけるおおよその順位、応募成果公開の各評定要素に係る審査委員の素点(平均点)及び審査希望分野に採択された応募成果公開の平均点を開示する。

七 研究成果公開発表、学術図書、データベース

各審査委員の成果公開に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、採択されなかった代表者に当該成果公開の審査結果の所見を開示する。

八 基盤研究 (B・C) (審査区分「特設分野研究」)  
(略)

第3章 研究進捗評価 (略)

第4章 追跡評価 (略)



〈別添〉

- ・別添 2 科学研究費助成事業配分方式 (略)
- ・別添 3 基盤研究(S)の書面審査における評価基準等 (略)
- ・別添 4 若手研究(S)の書面審査における評価基準等 (略)
- ・別添 5 基盤研究(A・B・C)(審査区分「一般」、若手研究(A・B)の第1段審査における評価基準等 (略)
- ・別添 6 基盤研究(A・B)(審査区分「海外学術調査」)の書面審査における評価基準等 (略)
- ・別添 7 挑戦的萌芽研究の第1段審査における評価基準等 (略)
- ・別添 8 研究活動スタート支援の書面審査における評価基準等 (略)
- ・別添 9 奨励研究の書面審査における評価基準等 (略)

## 研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の書面審査における評価基準等

科学研究費助成事業（科研費）のうち、研究成果公開促進費は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

研究成果公開促進費（国際情報発信強化）は、学術刊行物（研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるもの）の発行における国際情報発信力の強化の取組について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。

国際情報発信強化の書面審査においては、各応募成果公開について、各評定要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、5段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

なお、各評定要素ごとに行う絶対評価の審査結果については、応募成果公開の平均点及び各応募区分において採択された応募成果公開の平均点を開示します。

国際情報発信強化（A）及びオープンアクセス刊行支援の応募区分においては、合議審査で、書面審査における評点及び審査意見等を基に、ヒアリング成果公開を選定し、ヒアリングの結果等に基づき、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

国際情報発信強化（B）の応募区分においては、合議審査で、書面審査における評点及び審査意見等を基に、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。

分野の特性など、研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、当該種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見だし、学術の国際交流に寄与するよう、適切な評価を行ってください。

なお、利害関係にある者が関与している応募成果公開（第8条の二参照）の審査は行わないでください。

### i 評価基準

〔評定要素〕（ ）内は、計画調書における参照箇所を指します。

#### （1）国際情報発信強化への目標及び評価指標の適切性（「国際情報発信強化の取組の目標・評価指標」、「国際情報発信強化の取組の実施計画・方法」欄など）

- ・ 目標及び評価指標（中間及び終了時）は具体的に示されているか。
- ・ 目標は国際情報発信の強化、実現が期待できるものか。

- ・評価指標は改善状況を評価できる適切なものか。
- ・英文以外の言語での応募の場合、当該言語で発行する妥当な理由となっているか。

| 評点区分 | 評 定 基 準  |
|------|----------|
| 4    | 優れている    |
| 3    | 良好である    |
| 2    | やや不十分である |
| 1    | 不十分である   |

**(2) 国際情報発信の取組の内容及び実施計画の妥当性（「国際情報発信強化の取組の概要」「国際情報発信強化の取組の実施計画・方法」欄など）**

- ・取組の内容は、これまでの取組と異なる新たなものとなっているか。
- ・各年度の実施計画・方法は、目標を達成するために十分練られたものになっているか。

| 評点区分 | 評 定 基 準  |
|------|----------|
| 4    | 優れている    |
| 3    | 良好である    |
| 2    | やや不十分である |
| 1    | 不十分である   |

**(3) 新たな取組の準備状況の妥当性（「新たな取組の準備状況」欄など）**

- ・新たな取組の実施に向け十分な準備がなされているか。
- ・新たな取組の実施が可能な体制が整備されているか。

| 評点区分 | 評 定 基 準  |
|------|----------|
| 4    | 優れている    |
| 3    | 良好である    |
| 2    | やや不十分である |
| 1    | 不十分である   |

**〔総合評点〕**

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、5段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、担当する成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる応募成果公開の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

複数の学術団体の取組については合議審査の段階で配慮しますので、書面審査においては配慮しないでください。

| 評点区分 | 評 定 基 準                           | 評点分布の目安 |
|------|-----------------------------------|---------|
| 5    | 非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき             | 10%     |
| 4    | 優れた提案であり、積極的に採択すべき                | 20%     |
| 3    | 優れた内容を含んでおり、採択してもよい               | 40%     |
| 2    | 採択するには内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い    | 20%     |
| 1    | 採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である | 10%     |
| —    | 利害関係があるので判定できない                   | —       |

## 〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、すべての応募成果公開について、当該成果公開の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

## ii 評定の前提となる基本的な評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の学術的価値と質の確保及び補助要求額の妥当性についても評価を行ってください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

### (1) 学術的価値と質の確保（「国際情報発信強化の取組の概要」欄など）

#### ①学術的価値の確保

- ・ 刊行される学術刊行物は、重要な学術研究の成果の発信という「国際情報発信強化」の目的・性格に照らし、学術的価値が確保されたものであるか。

| 評定区分 | 評 定 基 準        |
|------|----------------|
| (空白) | 学術的価値が確保されている  |
| ×    | 学術的価値が確保されていない |

#### ②質の確保

- ・ レフェリー制等により質の保証された原著論文が迅速かつ積極的に発信されているか。



| 評価区分 | 評価基準       |
|------|------------|
| (空白) | 質が確保されている  |
| ×    | 質が確保されていない |

(2) 補助要求額の妥当性（「補助要求額」、「明細」、「補助要求額の妥当性・必要性」欄など）

- ・経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

| 評価区分 | 評価基準               |
|------|--------------------|
| (空白) | 補助要求額に近い配分額が望ましい   |
| △    | 補助要求額より減じた配分額が望ましい |
| ×    | 補助要求額等に問題がある       |

〈別添〉

- ・別添 11 研究成果公開促進費の書面審査における評価基準等 (略)
- ・別添 12 基盤研究 (B・C) (審査区分「特設分野研究」) の書面審査における評価基準等 (略)
- ・別添 13 競争的資金の適正な執行に関する指針 (略)

(参考2)

独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の  
審査の基本的考え方



## 独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の 審査の基本的考え方

平成15年11月14日  
科学技術・学術審議会決定  
平成16年11月17日一部改正  
平成17年11月24日一部改正  
平成18年1月31日一部改正  
平成18年11月21日一部改正  
平成19年1月30日一部改正  
平成19年11月20日一部改正  
平成20年11月12日一部改正  
平成21年11月26日一部改正  
平成22年4月19日一部改正  
平成23年9月8日一部改正  
平成24年10月23日一部改正  
平成25年10月8日一部改正

独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業において、科学研究費補助金(以下「補助金」という。)及び学術研究助成基金助成金(以下「助成金」という。)を交付するにあたって、独立行政法人日本学術振興会の「中期目標」(平成25年3月28日)に基づき定められた「中期計画」(平成25年3月29日認可)により、科学技術・学術審議会が示すこととされている、独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方(以下、「基本的考え方」という。)は、以下のとおりとする。

- I この基本的考え方において、「研究課題」とは、科学研究費、特別研究員奨励費の対象となる個々の研究をいう。また、「成果公開」とは、研究成果公開促進費の対象となる個々の事業をいう。
- II 補助金及び助成金の配分は、別に文部科学省から示される金額の範囲内において行う。間接経費を措置する研究種目及び間接経費の額は、別に文部科学省から示されるとおりとする。
- III 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成24年12月6日内閣総理大臣決定)の趣旨及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成21年2月17日文部科学大臣決定)に則り、厳正な審査を行う。また、研究活動の不正行為や不正使用に対し適切に対処するとともに、研究機関における補助金及び助成金の適正な使用に向けた取組も考慮しつつ、補助金及び助成金の効果的・効率的配分を図る。
- IV 配分審査に際しては、補助金及び助成金の早期交付に十分配慮する。
- V 各研究種目共通の配分審査の考え方
  - 1 応募のあった研究課題及び成果公開の中から、各研究種目の目的、性格に即し、我が国の学術研究の動向に即して特に重要なものを選定する。
  - 2 研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、当該学問分野及び関連学問分野への貢献度等を考慮するとともに、当該研究者の従来研究成果をも厳正に評価し(「挑戦的萌芽研究」を除く。)、研究成果が期待できるものを選定するようにする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展のほか、別紙1「競争的

資金の適正な執行に関する指針」(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。

- 3 研究代表者が研究分担者ととも研究組織を構成する研究課題にあつては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。
- 4 「特別推進研究」、「基盤研究」又は「若手研究」の研究課題のうち研究期間が4年以上のものであつて、研究期間の最終年度前年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価し、他の新規に応募された研究課題と同等に扱い、厳正に審査を行う。
- 5 継続研究課題を完了し、研究期間を短縮した上で応募する新たな研究課題については、当初の到達目標を達成したかを別途評価し、新規応募が適切な場合に限り、新たな研究課題を審査すること。
- 6 採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。

## VI 研究種目別の配分審査の考え方

### 1 科学研究費(「特別推進研究」)

- (1) 補助金の配分については、合議による審査を行う。審査に際しては、ヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。
- (2) 国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するために、研究費を重点的に交付することにより、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少数の研究で行う研究課題を選定する。
- (3) 研究課題の選定に当たっては、当該研究分野の将来の発展に資する研究課題を重視する。
- (4) 現在、特別推進研究の研究課題に採択されている研究代表者からの応募研究課題を選定しようとする場合は、特に慎重に審査を行う。
- (5) 研究費を大幅に減額することが相当であると認める場合には、研究計画の見直しを求めた上で、配分額を決定するものとする。
- (6) 研究期間は、3年から5年以内とする。
- (7) 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い  
研究計画の大幅な変更を行おうとする研究課題の継続の可否及び配分額については、合議による審査を行う。審査に際しては、必要に応じてヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。
- (8) 研究進捗評価結果については、研究進捗評価を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に活用する。
- (9) 他の研究課題の受入・応募等の状況・エフォートの取扱い  
他の研究課題の受入・応募等の状況並びにエフォート(研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する本研究課題の実施に要する時間の割合)については、別紙1「競争的資金の適正な執行に関する指針」に示されている研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかを

判断する際の参考とする。

## 2 科学研究費（「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」及び「研究活動スタート支援」）

[共通事項]

### (1) 二段審査制

「基盤研究」（「基盤研究（S）」、審査区分「海外学術調査」及び「特設分野研究」を除く。）、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究」（「若手研究（S）」を除く。）に係る補助金及び助成金の配分については、審査委員が個別に行う第1段審査と合議による第2段審査により行う。

ア 第1段審査は、各研究課題について専門的見地から行う。

イ 第2段審査は、第1段審査の審査結果を基にして広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により行う。

なお、「基盤研究（S）」に係る補助金の配分については、合議による審査を行う。審査に際しては、ヒアリング課題を選定し、ヒアリングを行う。

「基盤研究（A・B）」（審査区分「海外学術調査」）、「基盤研究（B・C）」（審査区分「特設分野研究」）及び「研究活動スタート支援」に係る補助金の配分については、合議による審査を行う。合議による審査に先立ち各研究課題について審査委員が個別に事前審査を行う。

### (2) 各専門分野への配分方法

「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」及び「研究活動スタート支援」については、人文・社会科学、自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ専門分野別の配分枠を設けるものとする。

「基盤研究（S・A・B）」（審査区分「特設分野研究」を除く）、「若手研究（A）」及び「研究活動スタート支援」の新規応募研究課題に係る各専門分野毎の配分枠は、別紙2「科学研究費助成事業配分方式（1）」により、算出した額を配分する。

「基盤研究（C）」（審査区分「特設分野研究」を除く）、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究（B）」の新規応募研究課題に係る各専門分野毎の配分枠は、別紙3「科学研究費助成事業配分方式（2）」により、算出した額を配分する。

「基盤研究（B・C）」（審査区分「特設分野研究」）の新規応募研究課題に係る各専門分野毎の配分枠は、別に文部科学省から示される額を配分する。

### (3) 配分額の調整

上記の配分方法に加え必要に応じ下記の調整を行う。

ア 人文・社会科学の研究の振興のための調整

イ 私立学校の振興に配慮し、私立大学等に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整

ウ 技術教育振興等への貢献度について配慮し、高等専門学校等に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整

エ その他必要が認められる調整

### (4) 研究計画の大幅な変更を行おうとする継続の研究課題の取扱い

研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

### (5) 研究進捗評価結果については、研究進捗評価を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に活用する。

### (6) 他の研究課題の受入・応募等の状況・エフォートの取扱い

他の研究課題の受入・応募等の状況並びにエフォート（研究代表者又は研究

分担者の全仕事時間に対する本研究課題の実施に要する時間の割合) については、別紙1「競争的資金の適正な執行に関する指針」に示されている研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうかを判断する際の参考とする。

〔個別事項〕

(1)「基盤研究(S)」

ア 一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの研究成果を踏まえて、さらに独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

イ 研究期間は、原則として5年間とする。

(2)「基盤研究(A・B・C)」

一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的・先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

この場合、研究計画の性格により、次の3種類の審査区分に留意する。

①「一般」

ア 特色ある研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

イ 研究期間は、3年から5年以内とする。

②「海外学術調査」

ア 研究の対象及び方法において、主たる目的が国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行う研究課題を選定する。

イ 研究期間は、3年から5年以内とする。

③「特設分野研究」

ア 科学技術・学術審議会が決定した特設分野の中から、独創的・先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

イ 研究期間は、特設分野の設定期間を超えない範囲で3年から5年以内とする。

(3)「挑戦的萌芽研究」

ア 一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、独創的な発想、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究課題を選定する。

イ 研究期間は、3年以内とする。

(4)「若手研究(S)」

新規応募研究課題の公募が行われていないため審査は行わない。

(5)「若手研究(A・B)」

ア 新規応募研究課題の開始年度の年齢が4月1日現在で39歳以下の研究者が一人で行う研究であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。また、特に「若手研究(A)」については、従来の研究経過や各研究分野の特性に応じた研究者の研究活動等を考慮し、研究代表者がその研究を遂行し、研究成果を挙げることが期待できるものを選定する。

イ 研究期間は、2年から4年以内とする。

(6)「研究活動スタート支援」

ア 前年秋の募集時期に応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

イ 研究期間は、2年以内とする。



### 3 科学研究費（「奨励研究」）

- (1) 補助金の配分については、合議による審査を行う。合議による審査に先立ち各研究課題について審査委員が個別に事前審査を行う。
- (2) 各専門分野への配分方法  
各専門分野への配分枠については、あらかじめ設けないこととするが、人文・社会科学、自然科学の各分野にわたって調和が図られるよう配慮する。
- (3) 小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者（大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。）が一人で行う研究で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究課題（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を選定する。
- (4) 研究期間は、1年とする。

### 4 研究成果公開促進費

#### 〔共通事項〕

- (1) 補助金の配分については、合議による審査を行う。合議による審査に先立ち各成果公開について、審査委員が個別に事前審査を行う。
- (2) 計画の大幅な変更を行おうとする継続の成果公開の取扱い  
計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。
- (3) 各専門分野への配分方法  
各専門分野への配分枠については、あらかじめ設けないこととするが、人文・社会科学から自然科学までの各分野にわたって調和が図られるように配慮する。

#### 〔個別事項〕

##### (1) 「研究成果公开发表」

ア 学会や民間学術研究機関等が主催するシンポジウム、学術講演会等で、青少年（小・中・高校生を含む）や一般社会人の関心が高いと思われる分野の研究動向・研究内容を、分かりやすく普及啓発しようとするもの、又は我が国の学会が主催する国際会議等で主催にかかる運営体制が確保されているもの、共催で開催する場合には応募学会が主体となって開催するものを選定する。

イ 事業期間は、2年以内とする。

##### (2) 「国際情報発信強化」

ア 学術的団体等が行う定期刊行物の発行に際し、研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組で、重要な学術研究の成果の発信を目的とした学術的価値が高いものを選定する。

イ 事業期間は、原則として5年間とする。

##### (3) 「学術定期刊行物」

新規応募成果公開の公募が行われていないため審査は行わない。

##### (4) 「学術図書」

ア 個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するもので、学術的価値が高いもの（特に独創的または先駆的なもの）、又は学術の国

際交流に重要な役割を果たすものを選定する。

イ 事業期間は、2年以内とする。

(5)「データベース」

ア 我が国の学術研究動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とした、学術的価値が高いものを選定する。

イ 事業期間は、5年以内とする。

5 特別研究員奨励費

(1) 我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ若手研究者を育成するため、日本学術振興会の特別研究員が行う、又は外国人特別研究員が受入研究者と共同して行う将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

(2) 研究期間は、3年以内とする。

## 競争的資金の適正な執行に関する指針

平成17年9月9日

(平成18年11月14日改正)

(平成19年12月14日改正)

(平成21年3月27日改正)

(平成24年10月17日改正)

競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

### 1. 趣旨

第3期科学技術基本計画（平成18年3月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成18年8月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成18年2月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

### 2. 不合理な重複・過度の集中の排除

#### (1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
  - 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
  - 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
  - その他これらに準ずる場合
- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。
- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
  - 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
  - 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
  - その他これらに準ずる場合

(2) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

- ① 府省共通研究開発管理システム(以下「共通システム」という。)を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的資金の担当課(独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。)間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。
- ② 応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況(制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等)の共通事項

を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。

③ 共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を競争的資金の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。

④ 応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

### 3. 不正使用及び不正受給への対応（別表1）

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1から10年間とする。

(2) 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降5年間とする。

(3) 善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該義務違反の概要（義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降1又は2年間とする。

#### 4. 研究上の不正行為への対応（別表2）

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

(1) 当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。

(2) 不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、

他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2から10年間とする。

- (3) 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降1から3年間とする。

## 5. その他

- (1) 上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成20年1月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成19年中に公募を行ったものについても、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (2) 上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成17年9月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成17年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (3) 上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成18年11月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成18年度公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

- (4) 平成24年10月17日の改正に係る取組み（別表1及び別表2）は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施することとする。

なお、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使

用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み（別表1の1．個人の利益を得るための私的流用の場合の10年、及び、2．私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断された場合の5年等）については、平成25年度当初予算以降の事業（継続事業も含む）で不正使用があった場合に、実施することとする。

(5) 関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的資金の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。

(6) 不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

(7) 関係府省は、行政機関の保有する個人情報に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。

なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

(8) 本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。



(別表1)

| 不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者(3.)                     | 不正使用の程度            |                                | 応募制限期間                                  |
|---|--------------------|--------------------------------|---|
| 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者(3.(1))                | 1. 個人の利益を得るための私的流用 |                                | 10年                                     |
|   | 2.<br>1. 以外        | ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの | 5年                                      |
|   |                    | ② ①及び③以外のもの                    | 2～4年                                    |
|   |                    | ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの | 1年                                      |
| 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者(3.(2)) |                    |                                | 5年                                      |
| 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者(3.(3))    |                    |                                | 不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て) |

※ 以下の場合、応募制限を科さず、嚴重注意を通知する。

- ・ 3.(1)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.(3)において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

(別表2)

| 不正行為に係る応募制限の対象者<br>(4.)   |                                       | 不正行為の程度  | 応募制限期間                                       |      |
|---|---------------------------------------|--|--|------|
| 不正行為に関与した者(4.(2))   | 1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者 |  | 10年  |      |
|   | 2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者                | 当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの) | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの | 5～7年 |
|   |                                       |  | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの | 3～5年 |
|   |                                       | 上記以外の著者  |  | 2～3年 |
|   | 3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者              |  | 2～3年   |      |
| 不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)(4.(3)) |                                       | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの       | 2～3年   |      |
|   |                                       | 当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの       | 1～2年   |      |

(別紙)

競争的資金に関する関係府省連絡会 名簿

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官  
（研究開発資金担当）

総務省情報通信国際戦略局技術政策課長

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課長

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長

科学研究費助成事業配分方式(1)

○各専門分野毎の配分枠

$$(B - A) \times \frac{a + b}{2}$$

- (注) 要素： A = 当該研究種目(審査区分)の継続の研究課題の本年度分の内約額  
B = 当該研究種目(審査区分)の本年度配分予定額  
a = 当該研究種目(審査区分)の本年度新規応募研究経費(継続研究課題の増額申請分を含む)(C)に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究経費(継続研究課題の増額申請分を含む)(D)の構成比〔D/C〕  
b = 当該研究種目(審査区分)の本年度新規応募研究課題数(E)に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究課題数(F)の構成比〔F/E〕

科学研究費助成事業配分方式(2)

○各専門分野毎の配分枠

$$A \times \frac{a + b}{2}$$

- (注) 要素：A＝当該研究種目の全研究期間の配分予定額  
a＝当該研究種目の全研究期間の新規応募研究経費(C)に対する当該専門分野に係る全研究期間の新規応募研究経費(D)の構成比〔D/C〕  
b＝当該研究種目の新規応募研究課題数(E)に対する当該専門分野に係る新規応募研究課題数(F)の構成比〔F/E〕